

仙台市 1

事業名	生垣づくり助成事業
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)	☒ 個人(賃貸)	☒ 事業者				
対象工事	☒ 新築(建設)	☒ 改修・増築	☒ 購入				
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	市街化区域において生け垣を設置する場合や、生け垣を設置する場所にあるブロック塀等を撤去する場合に費用の一部を助成するもの
補助対象要件	・市街化区域内で、道路から容易に視認できる奥行き10m以内の場所(隣地境界を除く)に設置する生け垣で、高さが60cm以上の樹木を1m当り2本以上植栽し、植栽延長が5m以上であること ・生け垣を設置する場所にあるブロック塀を撤去する場合は、道路から1m以内にある高さ1m以上のブロック塀であること ※詳しい要件については下記URLをご覧ください
補助金額等	・生け垣設置に係る助成金については、費用の2分の1の額と、植栽する樹木の本数に2,500円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない方の額で、上限15万円 ・ブロック塀等撤去に係る助成金については、ブロック塀等の面積1㎡当り4,000円を限度とし、上限15万円
補助申請期間	毎年度 2 月末日まで（着手予定日の 3 週間前までに申請すること）
その他	
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/ryokukasuishin/kurashi/shizen/midori/shinse/jose/ikegaki.html
お問合せ先	建設局百年の杜推進課 022-214-8389

事業名	家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業						
事業主体	仙台市						

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	購入を希望する者に対して補助を行う。
補助対象要件	・仙台市民で、市税の滞納のない方。 ・同一世帯の方が過去5年度以内に同じ種類の補助金の交付を受けておらず、同一年度内に、生ごみたい肥化容器購入費補助事業の補助を受けていないこと。 ・暴力団等との関係を有していないこと。 購入前の申請が必要。 詳しくは、https://www.gomi100.com/articles/recycle/2888 を参照。
補助金額等	
補助申請期間	
その他	
ホームページ	https://www.gomi100.com/articles/recycle/2888
お問合せ先	環境局資源循環部家庭ごみ減量課 022-214-8229

事業名	生ごみたい肥化容器購入費補助事業						
事業主体	仙台市						

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	購入を希望する者に対して補助を行う。
補助対象要件	・仙台市民で、市税の滞納のない方。 ・同一世帯の方が過去5年度以内に同じ種類の補助金の交付を受けておらず、同一年度内に、家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業の補助を受けていないこと。 ・暴力団等との関係を有していないこと。 購入前の申請が必要。 詳しくは、https://www.gomi100.com/articles/recycle/2888 を参照。
補助金額等	
補助申請期間	
その他	
ホームページ	https://www.gomi100.com/articles/recycle/2888
お問合せ先	環境局資源循環部家庭ごみ減量課 022-214-8229

仙台市 4

事業名	雨水流出抑制施設設置費補助金交付事業
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	雨水浸透ます・雨水貯留タンクの設置に対して助成を行う。
補助対象要件	補助対象区域に建物をお持ちの方、または建築予定の方で、市税の滞納がない方が対象。 ※補助対象区域等については下記URL欄のホームページを参照。
補助金額等	【雨水浸透ます】 既存建築物の場合は、4個まで設置費相当額を助成。ます1個の上限額は24,000円～30,000円。新築の場合は、4個まで設置費相当額の1/2を助成。ます1個の上限額は12,000円～15,000円。 【雨水貯留タンク】 浸透ますとセットで設置する場合は、1個まで購入費相当額を助成。タンク1個の上限額は20,000円。単独で設置する場合は、1個まで購入費相当額の1/2を助成。タンク1個の上限額は10,000円。
補助申請期間	通年
その他	—
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/haisuisetsubi/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/dono/hojokin/index.html
お問合せ先	【雨水浸透ます】 建設局下水道経営部業務課排水設備係 022-748-0585 【雨水貯留タンク】 建設局下水道経営部業務課業務係 022-214-8337

事業名	水洗化工事資金融資あっせん(公共下水道)						
事業主体	仙台市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け ☐ その他

概要	水洗化工事にかかる費用の借入利子相当額を助成する。						
補助対象要件	下水処理区域内の家屋の所有者で、くみ取り便所を水洗便所に改造、又はし尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者。 本市の市税及び下水道受益者負担金を滞納していない者。 償還能力がある者。						
補助金額等	あっせん限度額 くみ取り便所改造及びし尿浄化槽切り替えについては50万円以内。 アパートくみ取り便所改造については、50万円に水洗便所の便器数を乗じた額で200万円以内。 借入先の金融機関に36月以内の毎月均等払い。						
補助申請期間	通年						
その他							
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/gyomu-gyomu/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/shimin/riyo/suisenka.html						
お問合せ先	建設局下水道経営部業務課排水設備係 022-748-0585						

事業名	農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん						
事業主体	仙台市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け ☐ その他

概要	水洗化工事にかかる費用の借入利子相当額を助成する。						
補助対象要件	排水処理区域内の家屋又は施設の所有者で、排水設備を設置し当該排水施設に接続しようとする者。 本市の市税及び農業集落排水事業分担金を滞納していない者。 償還能力がある者。						
補助金額等	あっせん限度額 1戸につき50万円以内。 賃貸住宅（借家又はアパート）の場合は1戸あたり50万円としその合計額で200万円以内。 借入先の金融機関に36月以内の毎月均等払い。						
補助申請期間	通年						
その他							
ホームページ							
お問合せ先	建設局下水道経営部業務課排水設備係 022-748-0585						

事業名	公設浄化槽水洗化工事資金融資あっせん						
事業主体	仙台市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗化工事にかかる費用の借入利子相当額を助成する。						
補助対象要件	仙台市浄化槽事業区域内の家屋の所有者で、くみ取り便所を水洗便所に改造、又はし尿浄化槽を廃止して排水管を公設浄化槽に接続しようとする者。 市県民税及び固定資産税を滞納していない者。 新築及び増改築に伴い建築確認を受ける住宅は対象外。						
補助金額等	あっせん限度額 くみ取り便所改造50万円以内、し尿浄化槽切り替え50万円以内。 アパートは一部屋当たり50万円に部屋の数に乗じた額で200万円以内。 借入先の金融機関に36月以内の毎月均等払い。						
補助申請期間	通年						
その他	－						
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/chose-shisetsu/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/shimin/jokaso/jokaso.html						
お問合せ先	建設局下水道管理部下水道調整課 022-214-8233						

事業名	止水板等設置工事費補助制度						
事業主体	仙台市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	敷地や建物等に雨水が入らないようにする止水板等を設置する場合の、費用の一部を補助する。
補助対象要件	雨水の下水道事業計画区域のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住者が住んでいる住宅、マンション等を所有している方が対象。 ※雨水の下水道事業計画区域は、下記ホームページを参照。 https://www.city.sendai.jp/chose-kanri/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/documents/sendaisuigedoujigyoukeikakuzu-usuir3.pdf
補助金額等	止水板等の設置工事費総額の 2 分の 1（限度額50万円）
補助申請期間	通年
その他	必ず工事実施前に申請してください。 申請前に施工した場合は、補助の対象となりません。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/chose-kanri/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/hojosedo.html
お問合せ先	（青葉区内、泉区内に止水板等を設置される方） →建設局下水道管理部下水道北管理センター 022-373-0902 （宮城野区内、若林区内、太白区内に止水板等を設置される方） →建設局下水道管理部下水道南管理センター 022-746-5061

事業名	仙台市産材利用促進支援補助金						
事業主体	仙台市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	市内に新築する木造住宅の主要構造部材や、木造住宅・マンションの内装・外装材等に仙台市産材を使用する事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。
補助対象要件	【対象者】 ・仙台市内に自ら居住するために木造住宅を新築する方又は自ら居住する一戸建・マンションの内装・外装等をリフォームする方 ・市税の滞納のない方 【対象住宅】 ・自ら居住用とするため仙台市内に建築する新築一戸建て住宅又は自らが居住する一戸建又はマンション ・宮城県内に本社または支社、支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。 ・建築基準法上における建築確認済証が交付されていること（該当する場合）。 ・既に建築済み、木工事着手済みの場合は対象となりません。
補助金額等	1) 主要構造部材事業 補助額：仙台市産材 1㎡あたり14,000円 市産優良みやぎ材または市産JAS製品については1立方メートルあたり4,000円を加算 上限額：25万円 2) 内装・外装等事業 補助額：市産材1㎡あたり3,000円 上限額：30万円
補助申請期間	令和8年4月1日から申請額が予算上限額に達するまで（先着順）
その他	
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/rinmu/kurashi/shizen/norinsuisan/ringyo/mokuzairiyou.html
お問合せ先	経済局農林企画課（022-214-8264）

事業名	若年・子育て世帯住み替え支援事業
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	既存住宅の流通を促進し、若年層の仙台市への定着を図ることを目的として、市内に一戸建ての住宅を取得した若年・子育て世帯に対して、助成金等を交付するもの。
補助対象要件	【対象世帯】 令和8年4月1時点で、以下のいずれかの世帯 ・若年世帯：39歳以下の夫婦又はパートナーシップ関係にある世帯 ・子育て世帯：小学生以下の子供(出産予定の子供を含む)がいる世帯 【住宅の要件】 通常型 ・令和8年1月1日以降に一戸建ての住宅取得に係る契約(売買契約又は工事請負契約)をしていること ・長期優良住宅の認定を受けている住宅、又は中古住宅 空き家活用型 ・未利用期間が6カ月以上（空き家）の中古戸建て住宅 ・申請時点で取得前の住宅（契約に係る支払いや所有権移転が行われていない状態） 【宅地の要件】 仙台市立地適正化計画における居住誘導区域内(ただし新規開発団地、都心・泉中央・長町の商業地域を除く)であること ※上記以外にも要件があります。詳細は、ホームページでご確認下さい。
補助金額等	【通常型】 最大30万円（基礎額25万円、加算額5万円） 【空き家活用型】 最大65万円（基礎額50万円、加算額15万円） ※加算額の要件は以下の通りです。（各5万円の加算） ・こどもが2人以上いる場合（通常・空き家活用型） ・2000年（平成12年）6月1日以降に確認済証の交付を受けている住宅（空き家活用型） ・建物状況調査を実施した住宅、又は既存住宅瑕疵保険に加入する住宅（空き家活用型）
補助申請期間	【通常型】 第1回募集期間：令和8年 6月1日から令和8年 8月31日 第2回募集期間：令和8年10月1日から令和9年 1月 8日 ※各回の予算額に達した場合は、抽選によって申請対象者を決定します。 【空き家活用型】 募集期間：令和8年 6月1日から令和8年12月15日
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページでご確認下さい。
ホームページ	http://www.city.sendai.jp/jutakutaisaku/kosodate/shien.html
お問合せ先	都市整備局公共建築住宅部住宅政策課(022-214-8330)

事業名	家庭向けV2H充放電設備設置費補助金
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	平時における温室効果ガス排出削減と災害時のエネルギー途絶リスクへの備えとしてV2H※充放電設備設置に要する経費に対し補助する。 ※V2Hは、電気自動車等への充電並びに電気自動車等から住宅へ電気を供給できる装置です。
補助対象要件	【補助対象者】 ・市内に居住、または居住する予定があること ・本市の市税を滞納していないこと ・暴力団等と関係を有していないこと ・同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと 【補助対象事業等】 ・市内の戸建住宅に設置する設備であること ・未使用の設備であること ・リース品でないこと ・国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること ・太陽光発電システムと連携すること ・交付決定を受ける前に、V2H充放電設備の設置工事を開始していないこと ・V2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置する同一居住内で使用されること
補助金額等	【補助対象経費】 V2H充放電設備の本体購入および設置工事に係る費用から国や県の補助金を引いた金額 【補助率】 3分の1 【補助上限額】 上限20万円
補助申請期間	令和8年5月1日から12月15日まで ※V2H充放電設備の工事着手前に申請が必要です。 ※事業完了後60日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。期限までに提出がなかった場合は補助金を交付できません。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページでご確認下さい。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/kankyo/energyjiritsu/v2h.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	せんだい健幸省エネ住宅補助金（全体改修向け）
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱化を促進するため、住宅の全体を断熱改修する費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ・市内に居住の用に供されている（又は居住の用に供する予定のある）住宅を所有する個人、その配偶者または一親等の親族で市内に居住する方 ・市内に居住の用に供されている住宅を所有する事業者の方 ※市税を滞納していないこと 【補助対象事業】 ・令和8年4月1日以降に断熱改修に着手した工事 ・一戸建て住宅において、「せんだい健幸省エネ住宅」の認定基準（外皮平均熱貫流率0.48以下）を満たすよう、外気に接する部分の概ね8割以上を断熱改修する工事 ※窓断熱改修の場合、熱貫流率1.9以下となる改修工事であること 補助対象者や補助対象事業の詳細は、ホームページでご確認ください。
補助金額等	上限120万円 ※改修部位毎に補助単価及び施工面積により算定します。詳しくはホームページをご確認ください。
補助申請期間	令和8年5月1日から令和8年12月15日まで ※工事完了後の申請ですが、工事着手前の写真が必要です。 ※申請が多く予算を超えた場合は、期間中に提出のあった交付申請により抽選を行います（すべての申請者に対し交付可能な場合は抽選を行いません）。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/zentaikaishuhojo.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	せんだい健幸省エネ住宅補助金（部分改修向け）
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱化を促進するため、住宅の一部を断熱改修する費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 市内に居住の用に供されている（又は居住の用に供する予定のある）住宅を所有する個人、その配偶者または一親等の親族で市内に居住する方 ※市税を滞納していないこと 【補助対象事業】 ・令和8年4月1日以降に断熱改修に着手した工事 ・既存住宅において、住宅の一部（窓、床、壁、天井又は屋根）の断熱性能を高めるために改修する工事 ※窓断熱改修の場合、熱貫流率1.5以下となる改修工事であること ※床断熱改修の場合、平均熱抵抗値1.0以上（基礎断熱の場合は、平均熱抵抗値0.5以上）となる改修工事であること ※壁、屋根又は天井の断熱改修の場合、平均熱抵抗値2.0以上となる改修工事であること ・既存住宅において、住宅の一部（窓、床、壁、天井又は屋根）の断熱改修に併せて行った蛍光灯や白熱灯等からLED照明へ交換を行う電気工事 補助対象者や補助対象事業の詳細は、ホームページでご確認ください。
補助金額等	【補助上限額】 ①窓の断熱改修 最大10万円 ②屋根又は天井・床・壁の断熱改修 最大30万円 ③LED照明交換工事 最大5万円 ※改修部位毎の補助単価及び施工面積により算定します。詳しくはホームページをご確認ください。
補助申請期間	第1回:令和8年6月1日～令和8年6月10日 第2回:令和8年9月1日～令和8年9月10日 第3回:令和8年12月1日～令和8年12月10日 ※工事完了後の申請ですが、工事着手前の写真が必要です。 ※申込期間を3期にわけて募集し、それぞれ予算枠を設けています。各回の予算枠を超えた場合は、その回ごとに抽選を行います。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/kaisyuhozyo.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、『ZEH』（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）かつ「市独自の断熱基準」を満たす住宅の取得にかかる費用と、太陽光発電設備や蓄電池導入に係る費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ・補助対象住宅の建築契約又は売買契約を締結する方 ・補助対象住宅に常時居住、または常時居住する予定があること ・本市の市税を滞納していないこと ・暴力団等と関係を有していないこと ・同一年度内において本補助金の申請を行っていないこと 【補助対象住宅】 ・令和8年4月1日以降に建築契約や売買契約を締結した新築住宅で、引き渡し前であること ・常時居住する専用住宅であること ・一戸建て住宅であること ・『ZEH』住宅又は『ZEH+』住宅であり、「せんだい健幸省エネ住宅の認定基準」を満たしていること ※国の補助金（例：みらいエコ住宅支援事業、国ZEH補助金など）との併用はできません。 その他の要件については、ホームページをご確認ください。
補助金額等	【補助上限額】 最大270万円 ※せんだい健幸省エネ住宅の認定基準（市独自の断熱基準）や、導入する太陽光発電設備の発電量に応じて補助金額が決まっております。詳しくはホームページをご確認ください。
補助申請期間	令和8年5月1日から12月15日まで ※引き渡し前の申請が必要です。 ※令和9年1月29日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/sintikuhozyo.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	太陽光発電等導入補助金（新築戸建住宅向け）
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、『ZEH』（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）もしくはZEH水準を満たした新築住宅への太陽光発電設備導入に係る費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ・補助対象住宅の建築契約又は売買契約を締結する方であること ・補助対象住宅に常時居住、または居住する予定があること ・本市の市税を滞納していないこと ・暴力団等と関係を有していないこと ・同一年度内において本補助金の申請を行っていないこと 【補助対象住宅】 ・令和8年4月1日以降に建築契約や売買契約を締結した新築住宅で、引き渡し前であること ・常時居住する専用住宅であること ・一戸建て住宅であること ・出力2kW以上の太陽光発電設備を導入すること ・当該太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を当該住宅で消費すること ・『ZEH』住宅又はZEH水準住宅であること ※国の補助金（例：みらいエコ住宅支援事業、国ZEH補助金など）との併用はできません。 その他の要件については、ホームページをご確認ください。
補助金額等	太陽光発電設備の出力によって異なります。 2kW～4kW未満：定額30万円 4kW：定額50万円 ※併せて蓄電池を導入すると定額10万円 詳細については、ホームページをご確認ください。
補助申請期間	第1期：令和8年5月1日から12月15日まで ※引き渡し前の申請が必要です。 ※令和9年1月29日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。 第2期：令和8年12月16日から令和9年1月29日まで ※引き渡し前の申請が必要です。 ※令和9年3月31日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。

その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/sintikukodate.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準を満たす新築共同住宅への太陽光発電設備及び蓄電池導入に係る費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ・補助対象事業を行う個人または個人事業主または法人 ・本市の市税を滞納していないこと ・暴力団等と関係を有していないこと ・同一年度内において本補助金の申請を行っていないこと 【補助対象住宅】 ・令和8年4月1日以降に建築契約や売買契約を締結した新築共同住宅で、引き渡し前であること ・常時居住する専用住宅であること ・出力2kW以上の太陽光発電設備を導入すること ・当該太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を当該住宅で消費すること ・ZEH水準住宅であること ※国の補助金（例：みらいエコ住宅支援事業、国ZEH補助金など）との併用はできません。 その他の要件については、ホームページをご確認ください。
補助金額等	申請者によって異なるが、どちらの場合も上限50万円 個人：7万円/kW 法人：5万円/kW ※併せて蓄電池を導入すると定額10万円 詳細については、ホームページをご確認ください。
補助申請期間	第1期：令和8年5月1日から12月15日まで ※引き渡し前の申請が必要です。 ※令和9年1月29日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。 第2期：令和8年12月16日から令和9年1月29日まで ※引き渡し前の申請が必要です。 ※令和9年3月31日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。

その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/kyoudou.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)

事業名	太陽光発電等導入補助金（既存戸建住宅向け）
事業主体	仙台市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存戸建住宅への太陽光発電設備及び蓄電池導入にかかる費用の一部を補助する。
補助対象要件	【補助対象者】 ・太陽光発電設備と蓄電池を同時に市内の既存戸建住宅に設置する方 ・補助対象住宅の所有者、その配偶者または一親等の親族 ・本市の市税を滞納していないこと ・暴力団等と関係を有していないこと ・同一年度内において本補助金の申請を行っていないこと 【補助対象住宅】 ・令和8年4月1日以降に太陽光発電設備と蓄電池の設置工事請負契約を締結し、設置工事に着手していないこと ・現行の耐震基準（2000年基準）により建築された住宅、もしくは太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造安全性を有すること ・当該太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を当該住宅で消費すること ※国の補助金（例：DR補助金など）との併用はできません。 その他の要件については、ホームページをご確認ください。
補助金額等	定額30万円 詳細については、ホームページをご確認ください。
補助申請期間	令和8年5月1日から12月15日まで ※設置工事前の申請が必要です。 ※令和9年1月29日までに、実績報告書の提出が必要です。 ※先着順での申請となりますので、申し込み多数の場合、期間前に受付を終了いたします。
その他	補助対象の要件や申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/kizonkodate.html
お問合せ先	環境局脱炭素政策課(022-214-8682)